

地域福祉（支援）計画策定状況等の調査結果概要 （令和7年4月1日時点）

【市町村地域福祉計画の策定状況】

- 回答のあった1,741市町村（東京都特別区を含む。以下同じ。）については、市町村地域福祉計画を「策定済み」が1,542市町村（88.6%）となっている。（P4）
- 市区部・町村部別の策定状況を見ると、市区部では「策定済み」が97.2%であるのに対し、町村部では81.0%になっている。（P4）
- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にあり、人口50万人以上の市町村では策定率100%を達成しており、5万人以上の市町村では策定率約99%となり、1万人以上の市町村では90%を超えている。（P5）
- 「策定未定」の151市町村のうち、未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く124市町村（82.1%）となっており、133市町村（88.1%）が、策定のために必要な支援策について、「既に策定した市町村のノウハウの提供」と回答している。（P21）

【地域福祉計画の記載内容、評価・改定状況等】

- 計画策定済みの1,542市町村の計画の策定内容について、地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている事項のうち、法定上必要となる5事項すべてを計画に位置付けている市町村は1,342市町村（87.0%）になっている。（P7～P10）
- 計画の期間については、1,112市町村（72.1%）が「5年」となっている。（P13）
- 計画の内容の点検状況については、計画を定期的に点検しているのは1,050市町村（68.1%）となっている。うち676市町村（64.4%）は評価実施体制を構築（評価委員会等を設置）している。（P13）

【市町村による包括的な支援体制の整備に関する記載状況】

- 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（※）について、1,438市町村（93.3%）がいずれかの項目を計画に位置付けている。また、1,084市町村（70.3%）が3つの当該項目を全て計画に盛り込んでいる。（P10）
（※）社会福祉法第106条の3第1項1号～3号に掲げる施策

【都道府県地域福祉支援計画の策定状況・記載内容】

- 全都道府県において、都道府県地域福祉支援計画を策定済み。（100%）（P23）
- 47都道府県とも、地域福祉支援計画の策定ガイドラインで定めている事項のうち、法定上必要となる5事項すべてを計画に位置付けている。（P23）
- 47都道府県とも、市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項について、いずれかの項目を記載している。（P26）

- 都道府県における管内市町村の地域福祉計画の策定率については、26 都道府県（55.3%）において100%を達成している。（P30）
- 策定率100%を達成していない21 都道府県のうち、19 都道府県（90.5%）が管内市町村へ「策定の働きかけを行った（または行う予定がある）」と回答している。（P31）

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和7年4月1日時点）

- 1 策定状況
 - （1）市区部・町村部別の策定状況
 - （2）人口規模別の策定状況
 - （3）策定（改定も含む。）体制について
- 2 地域福祉計画の策定内容
- 3 地域福祉計画の改定状況
- 4 地域福祉計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉活動計画との関係
- 6 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況
- 7 市町村総合計画との関係について
- 8 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について
- 9 その他関係する分野の計画との関係について
- 10 策定未定の市町村の策定方針及び未策定の理由、策定のために必要な支援策

【調査の概要】

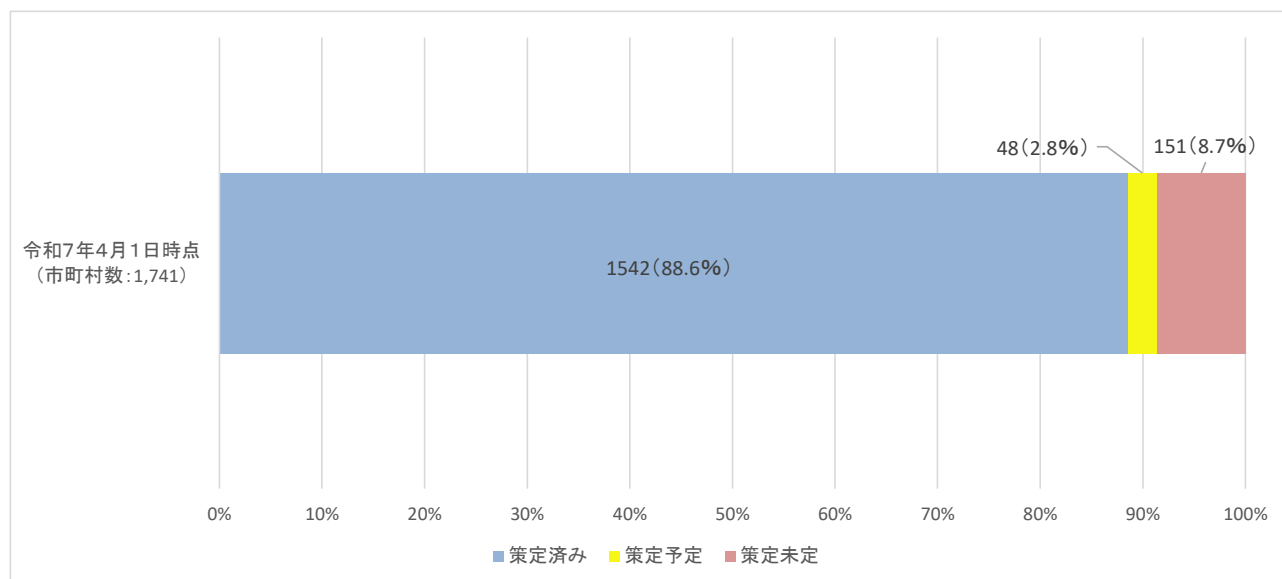
- 調査対象 1,741 市町村
- 回答数 1,741 市町村（回答率 100%）

- 調査時点 令和7年4月1日時点
- ※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和7年4月1日時点）

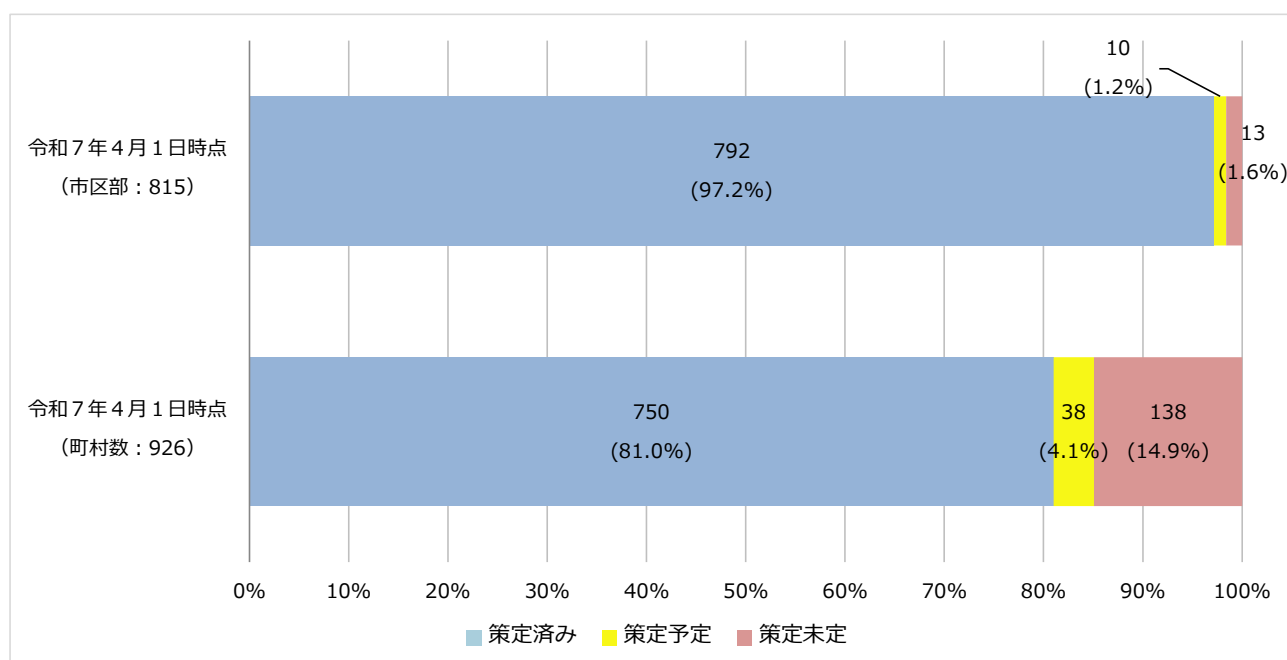
I-1 策定状況

○ 全1,741市町村のうち、「策定済み」は1,542市町村（88.6%）となっている。



I-1-1 市区部・町村部別の策定状況

○ 策定率を比較すると、市区部（97.2%）と町村部（81.0%）の間には16.2%の差がある。



I-1-2 人口規模別の策定状況

- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にある。
- 「1万人未満」の市町村の策定率は7割程度であり、「1万人以上」の市町村からは9割を超えている。

	策定済み	策定予定	策定未定	計
100万人以上	11	0	0	11
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
50万人以上～100万人未満	24	0	0	24
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
20万人以上～50万人未満	94	1	0	95
	98.9%	1.1%	0.0%	100.0%
10万人以上～20万人未満	146	2	1	149
	98.0%	1.3%	0.7%	100.0%
5万人以上～10万人未満	232	0	1	233
	99.6%	0.0%	0.4%	100.0%
1万以上～5万人未満	624	21	41	686
	91.0%	3.1%	6.0%	100.0%
1万人未満	411	24	108	543
	75.7%	4.4%	19.9%	100.0%
計	1,542	48	151	1,741

I-1-3 策定（改定を含む。）体制について

- 計画を策定している1,542市町村のうち、策定委員会等の組織を設置しているのは1,468市町村（95.2%）と9割を超えている。
- 策定委員に就任している者や意見聴取している者は多岐にわたる。

策定組織あり	策定組織なし
1,468	74
95.2%	4.8%

項目	策定委員	意見聴取等
地域住民	1,017	1,067
	66.0%	69.2%
当事者・当事者団体	1,027	596
	66.6%	38.7%
自治会/町内会、地縁型組織	1,166	600
	75.6%	38.9%
学識経験者	1,117	318
	72.4%	20.6%
社会福祉法人	1,366	652
	88.6%	42.3%
NPO法人	487	376
	31.6%	24.4%
福祉事業者（高齢、介護）	1,125	615
	73.0%	39.9%
福祉事業者（障害）	983	560
	63.7%	36.3%
福祉事業者（子ども・子育て支援）	706	450
	45.8%	29.2%
福祉事業者（保護、社会的養護）	275	240
	17.8%	15.6%
福祉専門職	689	411
	44.7%	26.7%
保健・医療専門職	894	359
	58.0%	23.3%
民生委員・児童委員	1,396	694
	90.5%	45.0%
農協・漁協	43	59
	2.8%	3.8%
消費生活協同組合	16	37
	1.0%	2.4%
一般企業、商店	166	144
	10.8%	9.3%
ボランティア・ボランティア団体	853	545
	55.3%	35.3%
行政職員	968	627
	62.8%	40.7%
その他	464	217
	30.1%	14.1%

策定委員・意見聴取者「その他」の回答例

- 高齢者関係団体 ● 教育関係者・学校関係団体 ● PTA・保護者団体
- 更生保護・再犯防止関係者 ● 福祉関係団体・当事者団体
- 商工団体・経済関係団体 ● 医療・保健関係者 ● 司法・法律専門職
- 防災・防犯・安全関係者 ● 地域福祉・地域づくり組織 ● 議会関係者
- 公募委員・市民

I-2 地域福祉計画の策定内容

- 地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている5つの事項について、9割以上の市町村が計画に位置付けている。また、法定上必要となる5つの事項すべてを計画に位置付けている市町村は1,342市町村(87.0%)となっている。
- 包括的な支援体制の整備に関する事項について、いずれかの項目を計画に位置付けている市町村は、1,438市町村(93.3%)となっている。

地域福祉(支援)計画の策定ガイドラインで定めている項目について

〈事項別策定市町村数〉

策定済み1,542市町村の回答

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	④ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
1,526	1,527	1,409	1,519	1,438
99.0%	99.0%	91.4%	98.5%	93.3%

〈策定事項数別市町村数〉

策定済み1,542市町村の回答

5項目すべて	4項目	3項目	2項目	1項目	該当なし
1,342	145	35	9	6	5
87.0%	9.4%	2.3%	0.6%	0.4%	0.3%

各事項における詳細項目別の策定済み市町村数は次ページからのとおり。

〈内容詳細〉 以下、複数回答可

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

策定済み 1,542 市町村の回答

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項		
様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	1,090	70.7%
高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	1,120	72.6%
制度の狭間の課題への対応の在り方	1,162	75.4%
生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	1,365	88.5%
共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	929	60.2%
居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	811	52.6%
就労に困難をかかえる者への横断的な支援の在り方	1,010	65.5%
自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	871	56.5%
市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	1,295	84.0%
高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	1,080	70.0%
保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	889	57.7%
地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	1,242	80.5%
地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	959	62.2%
地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	581	37.7%
地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	497	32.2%
全庁的な体制整備	855	55.4%
その他	33	2.1%

① 「その他」の主な回答

●災害対策・災害時支援体制の整備 ●地域福祉を支える人材の確保・育成 ●相談体制の充実・重層的支援体制整備 ●複合的課題への対応、総合相談窓口、重層的支援体制構築 ●健康づくり・健康増進の推進 ●地域生活を支える移動・生活基盤の確保 ●再犯防止・成年後見制度などの関連計画との連携

② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

策定済み 1,542 市町村の回答

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項		
福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携	1,467	95.1%
社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備	1,099	71.3%
サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	736	47.7%
成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備	1,399	90.7%
避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	1,391	90.2%

③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

策定済み 1,542 市町村の回答

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項		
民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援	532	34.5%
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	879	57.0%
福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策	1,241	80.5%

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

策定済み 1,542 市町村の回答

④ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項		
活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援	1,344	87.2%
地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	1,249	81.0%
地域住民、サービス利用者の自立	1,032	66.9%
地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上	1,239	80.4%
住民等の交流会、勉強会等の開催	1,231	79.8%
地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮	897	58.2%
民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備	1,219	79.1%

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

策定済み 1,542 市町村の回答

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項		
「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備〔社会福祉法 第106条の3 第1項第1号に規定する施策〕	1,184	76.8%
「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法 第106条の3 第1項第2号に規定する施策〕	1,250	81.1%
多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築〔社会福祉法 第106条の3 第1項第3号に規定する施策〕	1,298	84.2%
上記のいずれか1つ以上は盛り込んでいる	1,438	93.3%
うち、全て計画に盛り込んでいる	1,084	70.3%

【その他の事項】

要援護者の支援方策に関する事項について

策定済み 1,542 市町村の回答

要援護者の把握に関する事項	要援護者情報の共有に関する事項	日常的な見守り活動や助け合い活動の振興方策	緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり
1,290	1,219	1,228	1,062
83.7%	79.1%	79.6%	68.9%

消費者安全確保地域協議会との連携に関する事項について

策定済み 1,542 市町村の回答

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）との連携に関する事項
345
22.4%

I-3 地域福祉計画の改定状況

- 「改定済み」の回答は1,355市町村（87.9%）となっている。
- 「改定済み」のうち改定回数については、3回が最も多く432市町村（31.9%）となっている。

策定済み1,542市町村の回答

改定済み	改定予定	未改定
1,355	160	27
87.9%	10.4%	1.8%

〈改定回数〉

改定済み1,355市町村の回答

1回	2回	3回	4回以上
297	386	432	240
21.9%	28.5%	31.9%	17.7%

I-4 地域福祉計画の期間及び進行管理・評価体制

- 計画の期間については1,112市町村(72.1%)が「5年」となっている。
- 計画の内容を、定期的に点検しているのは1,050市町村(68.1%)となっている。そのうち676市町村(64.4%)は評価実施体制を構築している。

〈計画の期間〉

策定済み 1,542 市町村の回答

3年未満	3年	4年	5年	6年以上10年未満	10年以上	定めなし
3	24	40	1,112	286	66	11
0.2%	1.6%	2.6%	72.1%	18.5%	4.3%	0.7%

〈計画の点検状況〉

策定済み 1,542 市町村の回答

定期的に点検している	点検していない
1,050	492
68.1%	31.9%

〈評価体制〉

定期的に点検している 1,050 市町村の複数回答

評価実施体制を構築している	計画に評価方法を明記している	計画に評価指標を明記している	外部評価情報を評価の参考にしている	特に進行管理や評価体制の仕組みを構築していない	その他
676	414	377	7	126	77
64.4%	39.4%	35.9%	0.7%	12.0%	7.3%

評価体制「その他」の主な回答

- 庁内各課への照会・聞き取りによる進捗確認・自己評価を中心に実施している
- 策定委員会・審議会・附属機関等で定期的に報告・確認を行っている
- 評価指標や成果目標は限定的に用い、改定時やアンケート結果で総括的に評価している
- 総合計画や関連個別計画、社協との連携の枠組みを活用して評価を行っている

〈評価委員会の開催回数〉

評価実施体制を構築している 676 市町村の回答

1年に1回未満 (又は改定時)	1年に1回	1年に2回	1年に3回以上
162	424	82	8
24.0%	62.7%	12.1%	1.2%

〈評価指標の具体的な項目〉

評価指標を明記している 377 市町村の回答から抜粋

- ・ 地域活動やボランティア活動に参加している市民の割合
- ・ 地域で困ったときに相談できる相手や場所がある市民の割合
- ・ 地域の住民同士が支え合っていると感じている市民の割合
- ・ 地域包括支援センターや総合相談窓口の認知度（内容まで知っている人の割合）
- ・ 成年後見制度について内容も含めて知っている市民の割合
- ・ ボランティア登録者数（個人・団体）
- ・ 地域の居場所（サロン、通いの場、こども食堂等）の設置数
- ・ 生活困窮者等に対する相談支援件数または支援につながった割合
- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成率
- ・ 地域の見守り活動や助け合い活動が行われていると感じる市民の割合
- ・ 福祉や人権、多様性に関する講座・啓発事業の実施回数
- ・ 福祉サービスや支援に関する情報を必要なときに入手できている市民の割合

I-5 地域福祉活動計画との関係

- 地域福祉計画を策定している 1,542 市町村のうち、1,363 市町村で地域福祉活動計画を策定しており、「連動させて策定している」が 710 市町村（46.0%）と最も多くなっている。
- 「一体的に策定している」「課題把握、ニーズ調査は一体的に行っている」「連動させて策定している（整合性を図っている）」のいずれか 1 つを回答したのは 1,058 市町村（68.6%）となっている。

策定済み 1,542 市町村の複数回答

一体的に策定している	課題把握、ニーズ調査は一体的に行っている	連動させて策定している（整合性を図っている）	左記いずれか一つを回答	特に関連、連動等させていない	その他	地域福祉活動計画は策定されていない
653	226	710	1,058	59	41	179
42.3%	14.7%	46.0%	68.6%	3.8%	2.7%	11.6%

地域福祉活動計画「その他」の主な回答

- 形式的な「一体策定」ではないが、策定委員の重複や職員参画などにより、実務レベルで連携・調整を行っている
- 現行計画では完全な一体化には至っていないが、次期計画での一体的・連動した策定を予定・検討している
- 地域福祉計画を「方針・指針」、地域福祉活動計画を「実践・活動計画」と位置付け、補完関係として運用している
- 課題把握やニーズ調査を完全に一体で行ってはいないが、結果や情報を相互に活用・共有している

I-6 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 策定済み 1,542 市町村のうち、1,317 市町村 (85.4%) が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答した。
- 「地域福祉計画とは別の単独計画として策定した」は 10 市町村 (0.6%)、「作業中である」は 20 市町村 (1.3%) であった。
- 生活困窮者自立支援方策を地域福祉計画に盛り込んでいる市町村の割合について、市区部 (92.8%) と町村部 (77.6%) の間で 15.2 ポイントの差がある。

策定済み 1,542 市町村の回答

	地域福祉計画へ盛り込んだ	地域福祉計画とは別の単独計画として策定した	作業中である	予定はあるが、作業を開始していない	予定はない(未定)	計
令和7年4月1日時点	1,317	10	20	85	110	1,542
	85.4%	0.6%	1.3%	5.5%	7.1%	100.0%

〈市区部・町村部別〉

	地域福祉計画へ盛り込んだ	地域福祉計画とは別の単独計画として策定した	作業中である	予定はあるが、作業を開始していない	予定はない(未定)	計
令和7年4月1日時点 (市区部：策定済792)	735	8	9	14	26	792
	92.8%	1.0%	1.1%	1.8%	3.3%	100.0%
令和7年4月1日時点 (町村部：策定済750)	582	2	11	71	84	750
	77.6%	0.3%	1.5%	9.5%	11.2%	100.0%

I-7 市町村総合計画との関係について

- 総合計画との関係については、策定済み1,542市町村のうち、89市町村（5.8%）が「総合計画を地域福祉計画を兼ねたものとして一体的に策定している」と回答し、1,234市町村（80.0%）が「総合計画に地域福祉計画の主要な事項を盛り込み連動させている」と回答している。

策定済み1,542市町村の回答

総合計画を地域福祉計画を兼ねたものとして一体的に策定している	総合計画に地域福祉計画の主要な事項を盛り込み連動させている	総合計画と地域福祉計画は連動させていない	総合計画は策定されていない	計
89	1,234	199	20	1,542
5.8%	80.0%	12.9%	1.3%	100.0%

I-8 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について

- 成年後見制度利用促進計画との関係については、策定済み1,542市町村のうち、845市町村(54.8%)が「一体的に策定している」と回答し、100市町村(6.5%)が「地域福祉計画を活用して策定」と回答している。
- 自殺対策計画との関係については、169市町村(11.0%)が「一体的に策定している」と回答し、122市町村(7.9%)が「地域福祉計画を活用して策定」と回答している。

〈成年後見制度利用促進法による市町村計画との関係〉

策定済み1,542市町村の回答

一体的に策定している（地域福祉計画の一部が成年後見制度利用促進計画を兼ねている、同じ計画に両計画が含まれる）	両計画に共通の内容を記載している	地域福祉計画を活用して策定（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連していない	市町村計画を策定していない	計
845	141	100	86	370	1,542
54.8%	9.1%	6.5%	5.6%	24.0%	100.0%

〈市町村自殺対策計画との関係〉

策定済み1,542市町村の回答

一体的に策定している（地域福祉計画の一部が自殺対策計画を兼ねている、同じ計画に両計画が含まれる）	両計画に共通の内容を記載している	地域福祉計画を活用して策定（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連していない	市町村計画を策定していない	計
169	631	122	538	82	1,542
11.0%	40.9%	7.9%	34.9%	5.3%	100.0%

1-9 その他関係する分野の計画との関係について

- 住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係については、策定済み 1,542 市町村のうち 31 市町村（2.0%）が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、15 市町村（1.0%）が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 地方再犯防止推進計画との関係については、策定済み 1,542 市町村のうち 149 市町村（9.7%）が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、392 市町村（25.4%）が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 市町村地域防災計画との関係については、策定済み 1,542 市町村のうち 737 市町村（47.8%）が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、102 市町村（6.6%）が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。

〈住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係〉

策定済み 1,542 市町村の回答

地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる	地域福祉計画を活用して策定した（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連させていない	供給促進計画を策定していない	計
31	15	36	1,460	1,542
2.0%	1.0%	2.3%	94.7%	100.0%

〈地方再犯防止推進計画との関係〉

策定済み 1,542 市町村の回答

一体的に策定（地域福祉計画の一部が地方再犯防止推進計画を兼ねる、同じ計画の中に両計画が含まれる等）	地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる	地域福祉計画を活用して策定した（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連させていない	地方再犯防止計画を策定していない	計
285	149	392	51	665	1,542
18.5%	9.7%	25.4%	3.3%	43.1%	100.0%

〈市町村地域防災計画との関係〉

策定済み 1,542 市町村の回答

地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる	地域福祉計画を活用して策定した（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連させていない	地域防災計画を策定していない	計
737	102	696	7	1,542
47.8%	6.6%	45.1%	0.5%	100.0%

I-10 策定未定の市町村の策定方針及び未策定の理由、策定のために必要な支援策

- 「策定未定」の151市町村のうち、48市町村（31.8%）が「努力義務化されたが策定する方針はない」と回答している。
- 未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く124市町村（82.1%）となっており、必要な支援策として133市町村（88.1%）が「既に策定した市町村のノウハウの提供」と回答している。

〈計画の策定方針〉

策定未定151市町村の回答

従来から策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定	努力義務化されたことを踏まえ策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定	努力義務化されたが策定する方針はない	計
14	89	48	151
9.3%	58.9%	31.8%	100.0%

〈未策定の理由〉

策定未定151市町村の複数回答

計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため	策定が必須ではない（改正後も努力義務に留まる）ため	策定の必要性が感じられないため	他の計画で地域福祉計画と同様の内容を定めている（又は対応予定のため）（※）	その他
124	79	19	23	17
82.1%	52.3%	12.6%	15.2%	11.3%

（※）具体的な対応

- 市町村総合計画に盛り込むことを検討中
- 各個別計画に同様の内容を盛り込んでいる

未策定の理由「その他」の回答例

- 人的・財政的資源の不足
- 財政状況の制約・緊急業務の優先
- 他計画での代替

〈必要な支援策〉

策定未定151市町村の複数回答

既に策定した市町村のノウハウの提供	既に策定した市町村に相談し、直接助言を受けられるような体制の整備	既に策定した市町村の事例報告会などの場の提供	地域福祉計画に関する専門家の紹介	その他
133	52	60	41	14
88.1%	34.4%	39.7%	27.2%	9.3%

必要な支援策「その他」の回答例

- 人的・財政的支援の充実
- 計画の必要性・位置づけに関する情報提供や支援

Ⅱ. 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査結果（令和7年4月1日時点）

- 1 策定状況
- 2 地域福祉支援計画の策定内容
- 3 地域福祉支援計画の改定状況
- 4 地域福祉支援計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉支援計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況
- 6 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況
- 7 市町村地域福祉計画の策定の促進及び支援状況

【調査の概要】

- 調査対象 47 都道府県
- 回答数 47 都道府県（回答率 100%）
- 調査時点 令和7年4月1日時点

※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

Ⅱ－１ 策定状況

- 全 47 都道府県において、地域福祉支援計画策定済み。(100%)

Ⅱ－２ 地域福祉支援計画の策定内容

- 全 47 都道府県において、地域福祉支援計画の策定ガイドラインで定めている事項のうち、法定上必要となる5つの事項すべてを計画に位置付けている。

〈事項別策定都道府県数〉

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項	③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項	④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項	⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
47	47	47	47	47
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

各事項における詳細項目別の策定済み都道府県数は次ページからのとおり。

〈内容詳細〉 以下、複数回答可

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項	40	85.1%
高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	35	74.5%
制度の狭間の課題への対応の在り方	44	93.6%
生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	46	97.9%
共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	36	76.6%
居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	40	85.1%
就労に困難をかかえる者への横断的な支援の在り方	38	80.9%
自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	41	87.2%
市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	46	97.9%
高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	42	89.4%
保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	43	91.5%
地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	44	93.6%
地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	29	61.7%
地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	36	76.6%
地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	28	59.6%
全庁的な体制整備	27	57.4%
その他	10	21.3%

「その他」の回答例

- 孤独・孤立対策の推進
- ケアラー支援
- 被災地の福祉コミュニティの形成支援
- 外国人住民への支援
- 人財づくり
- 大規模災害からの復興や災害に備えた地域づくりの推進
- 子どもの貧困対策
- 福祉教育の推進
- ボランティア活動の推進
- だれもが暮らしやすいまちづくり（ユニバーサルデザインのまちづくり）

② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

市町村に対する支援	市町村が実施する広域事業に対する支援	都道府県内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
47	24	26
100.0%	51.1%	55.3%

③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

社会福祉に従事する者を確保するための養成研修	社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修
46	46
97.9%	97.9%

④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への適切な運営に関する指導・助言等	サービスの質の評価等の実施方策	広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保	成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度等の実施体制の確保
41	44	29	46
87.2%	93.6%	61.7%	97.9%

⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

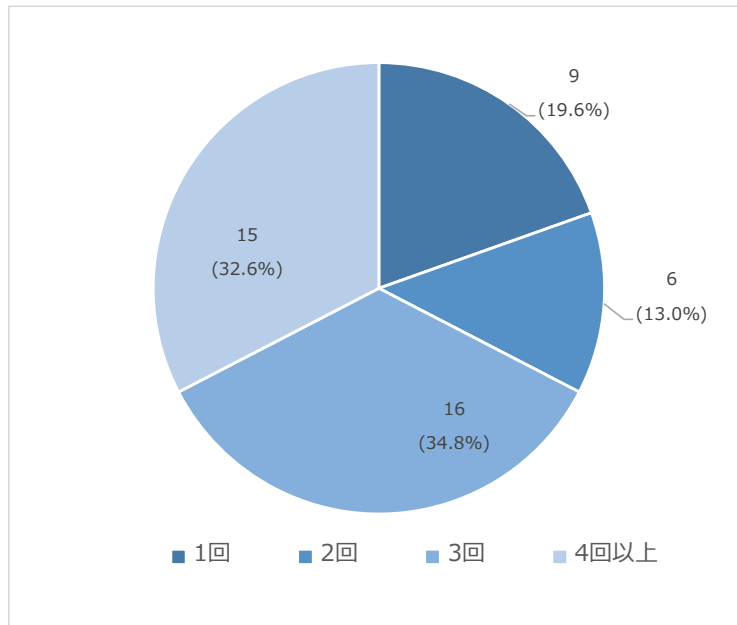
単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築	都道府県域で推進している独自施策の企画・立案	住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言	上記3項目のいずれかの項目は記載している
31	27	45	47
66.0%	57.4%	95.7%	100.0%

Ⅱ－3 地域福祉支援計画の改定状況

- 「改定済み」と回答した都道府県は 46 都道府県、そのうち「3回」改定を行っている都道府県が 16 都道府県と最も多い。

〈改定状況〉

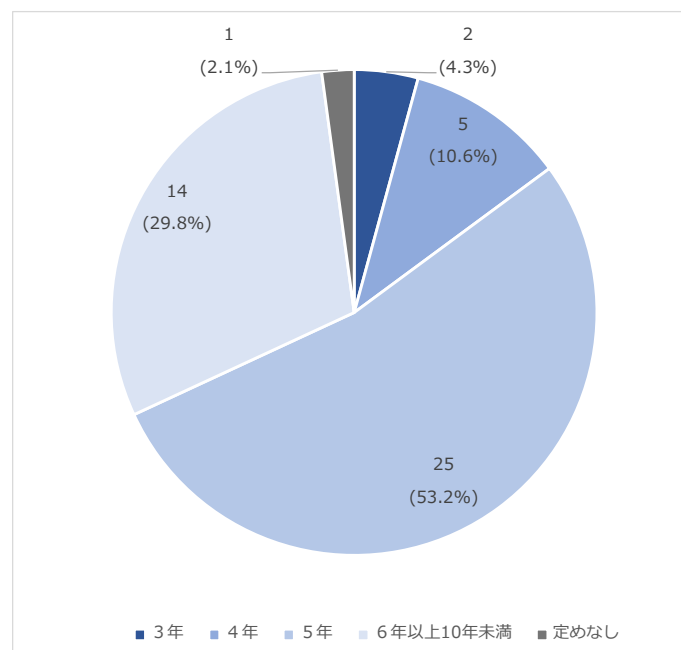
46 都道府県の回答



Ⅱ－4 地域福祉支援計画の期間及び進行管理

- 計画の期間については、25 都道府県 (53.2%) が「5年」となっている。
- 進行管理については、計画を定期的に点検しているのは 42 都道府県 (89.4%) となっており、そのうち 30 都道府県が評価実施体制を構築している。

〈計画の期間〉



<計画の点検状況>

定期的に点検している	点検していない
42	5
89.4%	10.6%

<評価体制>

計画を定期的に点検している 42 都道府県の回答（複数回答）

評価実施体制を構築している	計画に評価方法を明記している	外部評価情報を、評価実施の参考にしてしている	特に進行管理や評価体制のしくみを構築していない	その他
30	21	2	1	2
71.4%	50.0%	4.8%	2.4%	4.8%

「その他」の回答例

- 関係課への取組状況の照会による進捗把握（1回/年）
- 庁内の地域共生社会推進プロジェクトチームにおいて、推進施策の取組状況（実施年度の取組実績、次年度の実施予定、施策推進の課題）を取りまとめ、共有し、協議を実施している

<評価委員会の開催回数>

評価実施体制を構築している 30 都道府県の回答

1年に1回未満（または改定時）	1年に1回	1年に2回	1年に3回以上	その他
4	24	2	0	0
13.3%	80.0%	6.7%	0.0%	0.0%

II - 5 地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答したのは 46 都道府県であり、盛り込む予定はないと回答したのが 1 都道府県であった。

〈詳細内容〉

盛り込んだ内容 46 都道府県の回答

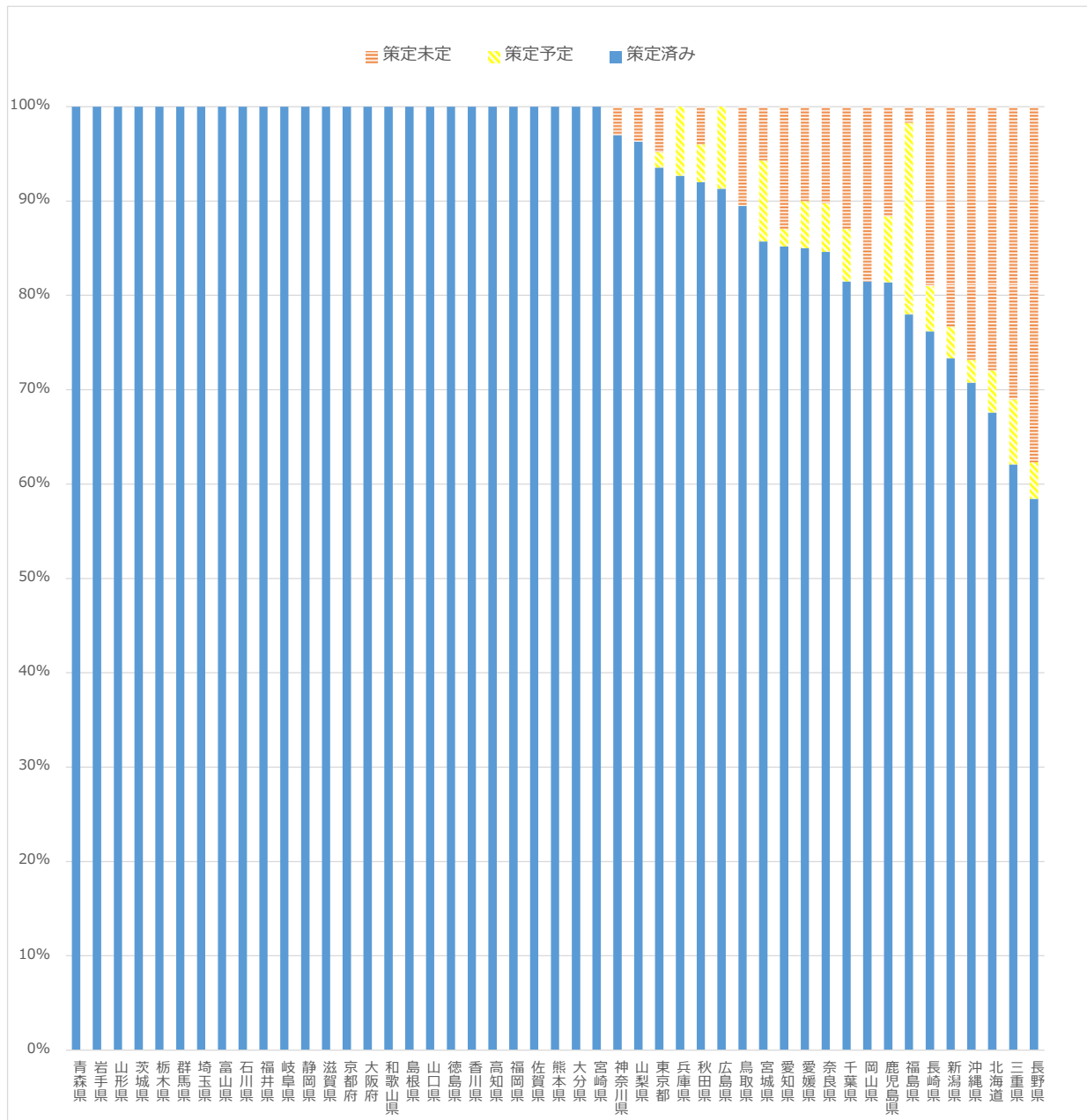
生活困窮者自立支援方策の位置付けと地域福祉施策との連携に関する事項	生活困窮者の把握に関する事項	自立相談支援機関の運営	相談支援機関設置等に係る広域的な調整	相談支援員等の人材の育成・研修	新たな地域資源の創出
38	33	33	23	31	15
82.6%	71.7%	71.7%	50.0%	67.4%	32.6%

Ⅱ－6 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

都道府県別の市町村地域福祉計画の策定率について、26 都道府県（55.3%）が 100%を達成している。

※ 策定率 100%は、青森県、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県

47 都道府県の状況

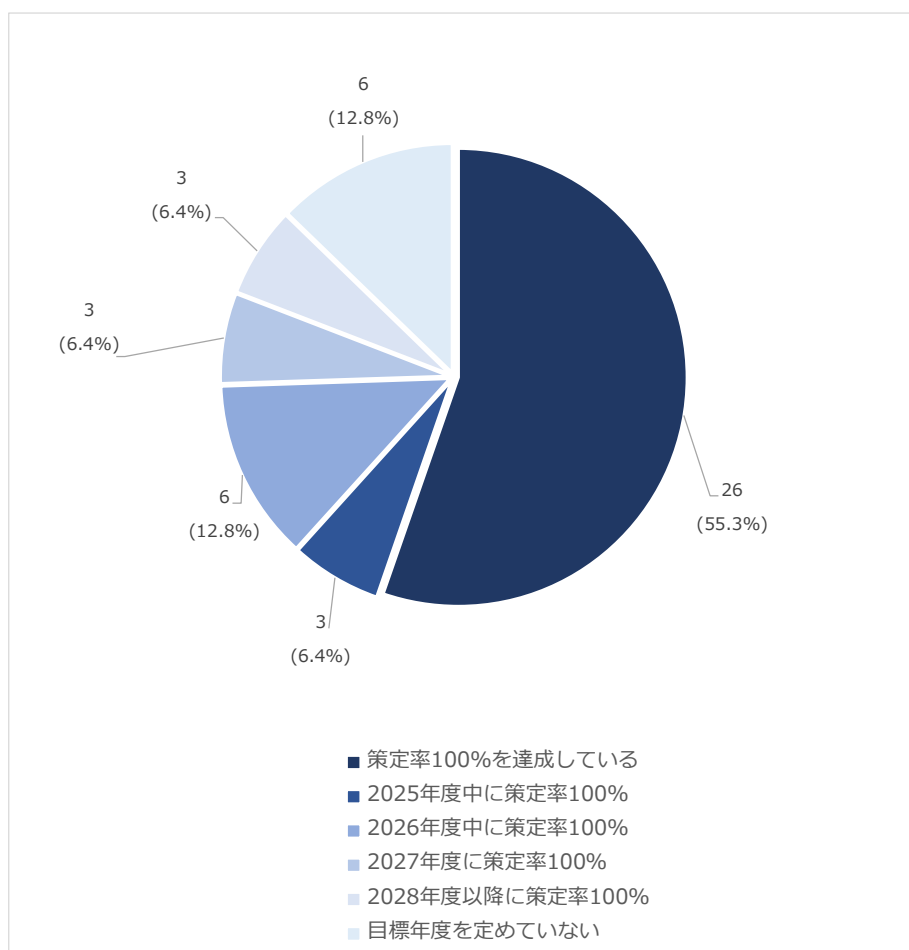


Ⅱ－７ 市町村地域福祉計画の策定の促進及び支援状況

(1) 管内市町村の地域福祉計画策定率 100%達成目標年度

- 100%未達成の21都道府県のうち15都道府県が目標年度を定めており、6都道府県が「目標年度を定めていない」と回答している。

47都道府県の回答



(2) 管内市町村に対する助言・支援の実施状況

- 策定率 100%を達成していない21都道府県のうち、19都道府県(90.5%)が管内市町村へ「策定の働きかけを行った(または行う予定がある)」と回答している。

具体的な働きかけの内容例

- 市町村職員を対象とした会議・研修会等を開催し、策定を働きかけ
- 個別に訪問・連絡し、ヒアリング等を実施
- 他自治体の策定状況等の必要な情報交換や意見交換を通じて、策定を促進
- 通知・文書等により策定を働きかけ